

入札監理小委員会
第575回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第575回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年4月7日（火）16：15～17：11

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 事業評価（案）の審議
 - 通訳案内士試験業務（独立行政法人国際観光振興機構）
 - 独立行政法人教職員支援機構の施設管理・運営業務
3. 入札結果等の報告
 - 独立行政法人工業所有権情報・研修館の知財総合支援窓口運営業務
4. 閉会

<出席者>

（委員）

古笛主査、稲生副主査、石村専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（国際観光振興機構）

地域連携部 巽次長

地域連携部 平塚マネージャー代理

（教職員支援機構）

本部事務局 大島本部長

（工業所有権情報・研修館）

地域支援部 高橋部長

地域支援部 横内部長代理

地域支援部 室井主査

（事務局）

足達参事官、小原参事官、飯村企画官

○古笛主査 少し早いですが、おそろいになったので始めさせていただきます。それではただいまから第575回入札監理小委員会を開催します。最初に、独立行政法人国際観光振興機構の通訳案内士試験業務の実施状況について、地域連携部、異次長より御報告をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○異次長 私、独立行政法人国際観光振興機構地域連携部の次長を務めております異と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、私から通訳案内士試験業務の実施状況について、10分ほどで簡単に御説明をさせていただきますと思います。こちら、机上に配付されています資料のうち資料1と、その後ろについておりますうちの資料A-2「全国通訳案内士試験について」という横長のA4の紙1枚に基づいて御説明します。

まずは資料A-2の「全国通訳案内士試験について」という資料でございます。この事業そのものは私どもが国から試験事務を代行して実施しているものになります。御覧のとおり8月に筆記試験を行いまして、12月に口述試験を行っております。筆記の言語は英語からタイ語まで10言語にわたるものの中から選択をしていただくことになります。結果、筆記と口述それぞれ合格された方が全国通訳案内士となる資格を得ることができる国家試験になっております。

続きまして資料1を御覧いただければと思います。これからその試験業務の実施状況について御報告をさせていただきます。対象は平成30年度と平成31年度・令和元年度の2年間にわたるものです。

まず、受託事業者決定の経緯に関しましては、機構のウェブサイトで公示をいたしました。また、説明会を実施しまして、その中で具体的な事業内容について御説明をしております。長く実施している事業であります、これまでの試験業務の内容にとらわれずに、なるべく新しい、よりよい提案があれば頂きたいということで、新規参入を促すように努めました。結果、受託したのが日本出版販売株式会社でして、こちらはこの事業を請け負うのは初めてとなっております。

次に実施規模ですが、出願者は現在約8,000人、北は北海道から南は沖縄まで11都市で試験を実施しているものになります。

めくっていただきまして2ページ以降、具体的なこの2年間の実施状況について調査をしております、2ページから4ページにかけては具体的な調査項目、25項目を記載しております。具体的なその調査の結果につきましては4ページの下から、調査結果という

ことで記載しておりますので、その結果に沿って御説明をします。

まずは、試験会場の確保についてです。5ページを御覧いただければと思います。全ての会場につきまして、決定する前に視察を行っております。特にバリアフリー対応といった配慮者対応ができているかというところも配慮しまして、選定をさせていただきました。また、口述試験のほうはお一人ずつ試験委員の方と対峙する形で試験を行いますので、試験前の方と試験を受けた後の方が会うことで情報の漏えい等が起きないように、非常に動線にも気を配って選んでおります。また、座席の配置等も気をつけて配慮した結果、特に問題は起きませんでした。

次、6ページになりますけれども、2番以降には受験票・受験願書の受付等の、試験前の準備に関する実施状況を御報告しております。試験前の準備に関しましては、特に誤字や数字の間違いといった間違いが起きないことと、個人情報もしくは試験の内容の情報が外部に漏れないようにという情報漏えいとの2点について、特に気をつけて実施しているところです。具体的には、審査の際には必ず2名以上でダブルチェックを行うようにしているほか、データ入力に際しましてはベリファイ入力という方式だそうですが、お二人が同時に入力するというので、何か間違いがあればそれが照合できるような手法を用いています。これは受託者からの提案を取り入れてのものです。そのほか、執務室については専用のものを用意していただきまして、関係者だけが立入りするような制限をかけました。そして願書や試験問題といった資料を搬送する際には、それだけ載せる形での専用車を用意していただきまして、これをチャーター便と呼びますけれども、漏えいがないようにしております。

そのほか、当日の実施に際しまして7ページに記載しておりますが、事前に当日の運営に関わるスタッフ向けのオリエンテーションを実施しています。その際に我々機構のスタッフも同席して対応しています。その前にはマニュアルのかなり細かいものを作っておりますが、スタッフの方には必ずオリエンテーションの前に熟読してから参加していただくところも徹底させていただきました。結果、特に問題なく試験が運営できている状況です。

1点、7ページの下、12番に解答データ作成等業務で誤溶解が発生してしまったことを御報告します。試験を実施した後に、解答用紙は1年間保管の上でJNTOに最後返却してもらうことになっておりますが、倉庫からJNTOに返却されることがなく、溶解されてしまった解答用紙が一部発生しております。それは1,164枚ということです。全ての試験業務を終わった後に発生しましたので、試験結果等に影響を及ぼすことはありません。

んでした。ただ、我々としてはその結果を非常に重く受け止めておりまして、次のページ、8ページに対応を記載しておりますけれども、我々の受託者とは毎週ミーティングをして詰めておりましたが、実際の試験問題の保管はさらなる再委託先の倉庫にありまして、原因が受託者と再委託先とのコミュニケーションのミスにありましたので、必ず我々としても何かの変更が発生した際には記載をしていただいて、機構としてもその点を確認するフローに変えさせていただいています。また、倉庫を含めた査察も行いました結果、今年度について同事象は発生しておらず、無事返却されております。

以下、15番目以降は口述試験の準備、それから当日の実施について記載しております。筆記と同様に情報の漏れがないこと、間違いが起きないこと等々に気をつけて実施しており、無事に開催されていることだけ申し上げて、詳細は割愛させていただきます。

9ページには、24番、照会対応業務について書かせていただいています。全部で昨年度は1,474件、今年度1,206件問合せ等がございました。基本的には一部JNTOに確認をした上で回答しておりますが、特に問題なく回答できている状況でございます。結果、私どもとしては、作業方針やスケジュールに沿って確実に業務が行えていると認識しております。

続きまして、3.1、各年度の業務に要した経費について御説明をします。経費削減ができていくかという観点から主に説明をさせていただきます。めくって10ページに、市場化テスト前の平成20年度と現在の平成31年度のかかっている経費を具体的に比較させていただきました。実施経費、平成20年度は6,764万2,000円、現在の実施経費、今年度については6,285万6,619円ということで、一定の削減が図られています。

ただ、実は市場化前と今では通訳案内士の制度そのものが若干変わっておりまして、これに伴って試験科目が追加になるといった業務の変更、追加の業務が発生している実情がございますので、現在追加で発生しているものを控除した金額をDということで記載させていただきました。約5,000万ということで、当時と今では1,700万円ほど違っていることとなります。ただ、当時は出願者が1万人規模ございまして、現在は8,000人ということで2,000人ほど減少しておりますので、その辺りも加味すべきではないかということで、一旦今年度に発生している経費を1万人規模に変えて試算してみたところ、5,795万1,739円、Eの数字が出てきまして、それでも1,000万円ほどは削減できているということで、経費削減の効果が一定数あったと思っております。非常に丁寧な対応に努める一方で、事務処理の簡素化を行ったり、人の配置の見直しを行いまして、最

小限の当日の人員体制等で軽減を図った結果と考えております。

最後、私どもの評価になりますけれども、3月18日に外部の有識者を迎えまして評価委員会を実施しました。その際に、こういった国家試験はうまくできて当たり前と思われがちな事業ですので、非常に難しいけれどもよく運営されていると評価を頂いたところでございます。

まとめとしましては、確保すべきサービスの質については確保されていることに加えまして、今、受託している民間事業者さんからも積極的に改善の提案を頂きまして、それを取り入れてよりより事業ができていますと考えております。また、御説明しましたとおり、経費削減についても一定の効果を上げているかと思っておりますので、我々の自己評価という点でいきますと、良好な実施結果が得られていることから、市場化テストを終了するための基準は満たしているのではないかと考えているところでございます。

早口で恐縮ですが、私からの御報告は以上になります。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価案について総務省より説明をお願いします。

○事務局 それでは評価案について御説明申し上げます。お手元の資料A-1を御覧ください。事業の概要等につきましては重複いたしますので割愛させていただきます。

評価でございます。評価の結論といたしましては、終了プロセスに移行することが適当であると判断いたします。

続きまして、対象公共サービスの実施内容に関する評価でございます。2ページ目から4ページ目を御覧ください。質に関しましては、実施要項に記載されている評価項目に沿いまして、おおむね達成できていると判断いたします。民間事業者からの改善提案につきましても、出願データ誤入力防止のための措置を工夫したり、試験問題配送方法としてチャーター便を利用するなど、危機管理を徹底するなどの取組も見られました。

続きまして、4ページ目を御覧ください。実施経費の比較です。市場化テスト実施前の従来経費と、今回市場化テスト2期目である平成31年度の実施経費から、2期目の事業で新たに発生した事業にかかった経費を控除した額で比較しました。その結果、1,673万円の削減額、率に直しまして24.7%の削減率を達成しておりまして、削減効果があったものと評価できると考えております。

5ページ目を御覧ください。選定の際の課題に対応する改善として、今回の市場化テスト直前の事業で一者応札であり競争性に課題が認められておりましたが、今期の市場化テ

ストにて入札の際に参加を促す様々な取組を実施された結果、競争性が確保でき、複数者の応札となりました。

以上を踏まえまして評価のまとめとなりますが、民間事業者の業務改善指示等の措置はなく、また法令違反等の行為もなかったこと、機構において設置された外部有識者で構成されている評価委員会においてチェックを受ける体制が整っていること、入札において二者応札であり競争性が確保されたこと、公共サービスの質はおおむね目標を達成できていること、実施経費が削減できていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。以上となります。

○古笛主査 ありがとうございます。それではただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○稲生副主査 では、私からお聞きしたいのですけれども。全体的におおむね問題ないという御結論でありまして、私、若干疑問に思っておりますのが、先ほど答案用紙の誤溶解の話がありまして、それについて若干事実を確認したいのですけれども。資料A-2の案内士試験の内容を拝見しておりましたが、回答の仕方が記述式とマークシート式ということで、これはよろしゅうございますよね。

○巽次長 はい。

○稲生副主査 今回1,100枚ほどの答案の要は誤溶解があったということでございますが、これはどちらの該当するのですか。マークシートなのか記述式なのか、どちらですか。

○巽次長 記述式になります。

○稲生副主査 そうすると、記述式というのは採点してしまっただけでなくなってしまいますよね。つまり、紙がなくなったら、もう存在しなくなってしまうわけですね。受験者の書いた答案の内容は、当たり前ですがもう完全になくなってしまいます。何が言いたいかということ、マークシートであればデータが残っていると思うんです。ですから、先ほどの2人の方で確認するベリファイ方式、まさにそれによって保存に関しても一応データに残っているものに関しては信頼できるのかなということで一応言えると思うのですが、記述式に関してはなくなってしまっただけで後に確認しようがないわけです。

私が何を恐れているかということ、私は大学に勤務しているものですから、我々の世界では例えば問題にミスがあったことが数年たってから分かる、幸い私どもはないように思いますけれども、大学によってはそういうのがあって、大変大きな問題になるわけです。そ

うすると当然のことながら繰上げ合格をやります。おたく様の場合ですと、資格を取れなかった人たちが場合によっては取れるかもしれないわけです。もし問題にミスが指摘されたときにです。そういう場合にはどう対応されるのかという素朴な疑問があるのですが、この点はいかがなのでしょうか。

過去に例がなかったのかもしれませんが、ただ記述問題の場合、後になってから確認できないわけですね。ですから、そう考えていくと、この誤溶解、判定して結果が出ているからよしとして本当にいいのだろうか。裏を返すと、取り返しのないミスをしてしまったのではないかとむしろ考えるべきではなかったのかとも思うのですけれども。この点、いかがでしょうか。

○異次長 取り返しのつかないミスだと我々も認識をしております、決して軽く考えているものではございません。おっしゃるとおりマークシートの場合は保管が利くといいたいでしょうか、できますけれども、記述式の場合は書かれたものが全てというところがございましたので、この際にも受託事業者を含めてかなり嚴重な注意をしたところでございます。

結果、採択先とのコミュニケーションミスと申し上げましたけれども、やり取り等もかなりしつこくというか、確認をさせていただいたところ、メールと一部電話でやり取りをされていて、溶解をするという判断なのか、それとも返却をする判断なのかというところでこういったミスが起きてしまった事象がございましたので、実際に受託者には倉庫にまで行っていただいて、そこの連絡・命令の指示系統がどうなっているのかといったところを確認の上で御報告いただきまして、そういった確認事項についてもきちんと紙に残していただいて、我々が目を通して、それから次に進むというステップを踏むように変えて、今は対応するようにしているところでございます。

○稲生副主査 分かりました。今の最後の御回答はすごく大事だと思っております、いわゆる市場化テストとかPPPに関して重要なモニタリングですけれども、これは委託なされた、今回の場合は機構さんですが、側がどのようにコミットするのはすごく大事で、8ページ目の2行目に査察という言葉があったものですから、てっきり機構さんがしたのかと思ったら、受託事業者さんが査察するというので、これはむしろ当たり前でございます。本来査察、言い換えればモニタリングは機構さんがいろいろ仕事のフローが流れていって、例えば申込みがありました、試験が行われました、採点に入ります、それから終わったのでどうしますという、その時の段階でどういうふうに進めるのかということモニタリング、つまり査察していくというのが本来パブリック・プライベート・パートナーシ

ップ、官民連携で非常に大事なものですから、今伺った再発防止策に機構さんとして、僕は偽装請負にならない程度はやはりコミットいただきたいと思っております。ですのでそれが加えられているのであれば結構ですけれども、もしそのところが不十分であるのであれば、今後はぜひそういうふうにおたく様のほうが、機構さんのほうが査察をする、モニタリングをする。これをぜひ徹底していただければミスがなくなるのではないかと思いますので、その点は再検討、改革を頂きたいと思えます。以上です。

○異次長 御指摘ありがとうございます。別の項で申し上げたスタッフ向けのオリエンテーションのところも、実は再委託先の人材派遣会社が行っているところですので、それについては我々も実際に赴いて一緒にオリエンテーションに参加する形で直接関わっております。ですので、今後こういった事象が、もちろん発生しないのが大前提ではございますけれども、二度と発生しないように再委託先も含めてきちんと管理・監督していくように引き続き対応させていただきます。

○古笛主査 いかがですか。お願いします。

○石村専門委員 私から1点だけですけれども。電子申請の願書を受け付けることによって経費が削減できたというような話を、事前打合せでちょっと説明を受けたんです。今、8,000人の受験の申請のうち、何割ぐらいが電子申請なんですか。

○異次長 現在でいきますと、約6割ぐらいです。

○平塚マネージャー代理 そうです。6、7割が電子申請です。

○石村専門委員 一つ、別に単にこう思いましたということだけなんですけれども、つまり電子申請が増えるに従って、要は機械の処理が増えると。そうすると当然人手が必要なくなると、自然に単価も下がっていく。だからその24.7%削減という中どの程度電子申請、つまり努力しない部分が入っているのかしらとかいうのもちらっとは思ったので。要は電子申請の処理したときの単価と人の紙で受け付けたときの単価、あと、次の時にまた電子申請の時の単価と紙の願書を受け付けたときの単価、それを比較すべきなのではないかと思ったので、いかがでしょうか。

○異次長 正直、電子申請はかつて発生しておらず、今、多く発生しているものでございますので、経費削減にそこまで寄与しているかということ、そうではないのかなと思っております。もちろん一定の業務のシンプル化というところではありますが。

実際に現在の契約状況の中でのコスト削減でいきますと、人件費の部分は大きいような気がしています。やはり受託事業者の側からは、間違いがあつてはいけないということで、

当日の運営に際してもかなり手厚い人の手配であったり、あとは看護師を用意して何かあれば対応するといったところも最初入っていたのですが、実際に実施してみますと、やはり会場まで特にそんなに人がいなくてもたどり着けるような会場を選定すれば、その辺りは数十名単位で削減することが可能でした。また、看護師の方は実は医師ではないので医療行為が行えないということで、具合の悪い方が発生するとやはりいずれにしても救急車対応が必要になるところもありましたので、その部分については2年目はなしとして、速やかに病院に行っていただくフローにしたところ、人件費の部分はかなり削減できていると認識しております。

もちろん、個別の単価を含めて毎年精査して、なるべくコストを下げたところでは努めているところです。

○石村専門委員 今のお話によると、私がちょっと思ったのは、要は電子申請することによって、紙で受け付けたときの手入力作業の部分が減って、その部分が結局削減効果として現れたのではないかという話をしたんです。もしそうだったら、やはり電子申請の部分と紙の受け付けたものも加味して比較されたほうがいいのではないのですかということですか。今の回答によると、一番最初の受付の部分はそれほど比重が大きくないんですよということでしょうか。違う？

○巽次長 一定の削減効果はあったと思っておりますが、それが24%と言われるところの大半かというところではないと思っております。実際には、市場化テスト前の平成19年・20年当時と今とは、御推察のとおり電子申請者がかなり増えておりますので、それに伴って人件費が減ってシンプルにできているところはおっしゃるとおりあると思っております。

○石村専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○古笛主査 そのほかにかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは時間となりましたのでこれまでとさせていただきますが、事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは委員からも意見が出ましたが、今後も質の維持・向上及びコスト削減を図っていただくことを前提としまして、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○巽次長 ありがとうございます。

(国際観光振興機構退室)

(教職員支援機構入室)

○古笛主査 続きまして、独立行政法人教職員支援機構の施設管理・運営業務の実施状況について、本部事務局、大島本部長より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大島本部長 よろしくお願いたします。マスクしたままでよろしいですね。

○古笛主査 はい。

○大島本部長 それでは、茨城県つくば市にございます独立行政法人教職員支援機構でございます。当機構の事業につきまして御説明をさせていただきます。

今回対象になりましたのは当機構の施設管理・運営業務でございます。業務の委託期間は平成29年4月1日から令和3年3月31日までの4年間でございます。委託事業者は国際ビルサービス株式会社。受託事業者決定の経緯でございますが、この入札に関しまして参加者は3者でございました。いずれも入札参加資格を満たしておりまして、平成29年2月7日に開札を行いました。その結果、1者が予定価格の範囲内でございますので、最低価格をもちまして有効な入札を行った上記、国際ビルサービスを落札者と致したところでございます。

事業の状況評価期間ですが、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの3年間で内容を評価させていただいております。

Ⅱに移りますが、確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況及び評価でございます。管理・運営業務の質の達成状況及び評価でございますが、(1)快適性の確保でございます。測定の指標といたしまして施設利用者のアンケート調査を行いました。不満度等をそこで測定したわけでございますが、その結果といたしまして、ロでございます。アンケート調査の結果、(イ)で平成29年度アンケートにおきましては不満度は1.6%、有効回答率は97.5%でございました。(ロ)で平成30年度は不満度1.3%、有効回答率99%。(ハ)平成31年度、不満度は1.6%、有効回答率99%でございました。アンケート調査の結果は別紙に添付してございます。

これらの評価といたしまして、アンケート調査の結果、施設利用者の不満度はいずれの年度におきましても1.6%以下と低く、確保されるべき本業務の質は達成されている状況と評価しているところでございます。

続きまして（２）品質の維持でございます。測定の指標といたしまして、研修の中断回数を０回ということで指標として設けてございます。（ロ）では宿泊不能、これも指標０回で評価するところでございます。ロで中断・不能回数の実態でございますが、（イ）本管理業務の不備に起因する本機構における研修の中断回数は０回でございました。また、本管理業務の不備に起因する宿泊の不能回数も０でございました。このようなことで、不備を起因とした研修の中断はなく、また宿泊の不能も発生していないことから、品質の良好な維持が行われていると評価してございます。

次に（３）安全性の確保でございます。業務の不備に起因する機構内におけるけがの発生回数も指標は０回でございます。不備に起因する停電・空調停止・断水の発生回数も０回で評価をする指標でございます。実態といたしましては、けがの発生回数、停電・空調停止・断水の発生回数ともに０回でございました。これらのことから、安全性につきましても良好な確保が行われていると評価するところでございます。

２番、各業務について確保すべき水準の達成状況及び評価でございます。（１）確保すべき水準。包括的管理業務、これは各業務を包括的に管理・運営し、必要な報告等を行うこととでございます。ロで点検及び保守業務、これは研修に支障を来さないように、より快適な施設利用が可能となるように、建築物等の機能・性能を常時適切に維持管理するものでございます。

これらの実施状況で、包括的管理業務につきましては、仕様書に基づきまして、本機構の事務及び研修に支障を来さないよう、本業務について総合的に把握し調整が行われておりました。また、各業務の報告等を取りまとめ、監督職員に対し確実に報告を行うことで、常時適切な施設管理・運営がなされていたところでございます。ロで点検及び保守業務でございます。これは仕様書に基づきまして確実に建築物等の機能及び性能の点検や維持管理が行われておりました。実施報告も適切になされているところでございます。

このようなことから、各業務とも確保すべき水準に対し確実に及び適切に業務が実施されているとともに誠実な対応がなされていると評価するところでございます。

３、民間事業者から提案のあった項目に対する履行状況でございます。これは国際ビルサービスから仕様書に基づくもの、あるいはそれ以外のもので提案のあった項目でございます。ここに４項目を挙げております。イとして宿泊室の空気清浄機の定期的なフィルター清掃、ロ、トイレ・給水・換気設備の交換修理、ハ、台風後・降雪前後の点検・作業、ニ、雨水桝周りの清掃でございます。このうちイ・ハ・ニの３点につきましては仕様書に

基づいていない、業者からの任意の提案によりまして実施されたものでございます。

(2) に評価として記載しておりますが、イの定期的なフィルター清掃でございます。これは仕様書の対象外でございましたが、定期的に宿泊棟の中に設置してあります空気清浄機のフィルター詰まりを確認し、また状況に応じて清掃を行うことをしてございました。これは定期的に巡回等をしておりますので、その作業の途中で作業を実施するというところで、これに伴う新たなコストは発生していない、そういう中で実施がされたところでございます。

トイレ・給水・換気設備の交換作業については、ウォシュレット、水道蛇口及び換気扇等の不具合等による交換を行っているところでございます。これは迅速に復旧することで、常時研修生が泊まっておりますが、その方々に対して快適な宿泊環境の維持に貢献しております。円滑に研修を実施することができております。これにつきましても、業者の常駐設備員が点検するため新たなコストは発生しておりません。

ハ、台風後・降雪前後の点検・作業でございます。当機構はつくばの地なので結構雪は降ります。それと木々が多いものですから、昨年もそうだったのですが台風等で結構枝が折れたり倒木したりということがございました。そういう環境の中にあるということで、台風後の点検や片づけ、降雪前の融雪剤の散布及び降雪後の雪かき・立入禁止措置等、これらが提案のあったところでございまして、通路の凍結防止、台風被害や危険箇所の確認、原状復帰を迅速に行っております。研修生の安全確保に貢献しております。円滑な研修の実施に貢献していただいているところであります。これらにつきましても、設備員は常駐しておりますので新たなコストは発生してございません。

雨水桝周りの清掃についても同様で、雨等によって雨水桝からあふれ出してきてしまって、通路に水たまりができてしまう状況もございます。そういうものを解消するために枯れ葉の除去、あるいは雨水桝周りの除草等を行いまして、詰まり具合を点検、解消し、快適な宿泊環境の維持に貢献していただいているところでございます。

Ⅲ、実施経費の状況及び評価でございます。平成29年度から令和2年度までの施設管理・運營業務委託経費の金額は税抜きで1億5,528万円でございます。単年度当たりにいたしますと3,882万円になります。経費の比較でございますが、平成29年度から令和2年度までにおきます施設管理・運營業務の経費は、市場化テスト実施前、平成28年度でございますが3,700万円、これは単年度でございますが、それから39万6,000円削減されまして、3,660万4,000円という結果になりました。これはコメ

印で注意書きしておりますが、本事業は実施してから、エアコンの法定点検業務の追加、あるいはガスヒートポンプの室外機の増設等がございました。それと労務費等の上昇、これらを考慮いたしまして控除した従来業務の金額3,660万4,000円で市場化テスト前の金額と比較いたしまして、39万6,000円が削減されたという数字を算出しているところでございます。

Ⅳの総合評価といたしまして、①事業実施期間中に受託民間事業者が業務改善指示等を受けること及び業務に係る法令違反行為等を行った実績はございませんでした。②本機構には外部の有識者、これは弁護士さんと公認会計士さんですが、それで構成されます契約監視委員会がでございます。これによりまして、今後はこちらで実施状況についてはチェックを行っていただくことで話を進めているところでございます。③三者応札となっております、競争性は確保されているとしているところでございます。④確保されるべき公共サービスの質として設定した項目及び民間事業者から提案のあった項目に対する履行状況につきましては、良好なサービスの質が達成されたと認められます。⑤経費節減という点におきましては、従来経費より削減が図られているところでございます。

以上説明したことから、本機構におきます施設管理・運營業務につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果を得られていることから、今後の事業は本機構の責任において実施することとしたいと考えているところでございます。以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価案について総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは事務局より、評価案につきまして資料B-1に基づき御説明いたします。事業の概要等につきましては先ほど教職員支援機構より御説明がありましたので、改めての説明は割愛いたします。

Ⅱの評価につきまして、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

こちらの資料、2ページから3ページに記載されております(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価につきましては、設定された確保されるべき質に関する水準を全て満たしており、適切に履行されているものと考えております。

また、3ページの(3)実施経費につきましては、経費の上昇は1.6%にとどまっており、人件費の上昇より低いことから、実質的には経費が削減されていると評価しております。

また、4ページの(4)選定の際の課題に対する改善につきましてですが、これまで競争性に課題が認められたところ、複数年契約や事業の分割等を実施した結果、三者応札に至り、これについて改善が認められるということでございます。

最後に(5)の評価のまとめについてですけれども、対象公共サービスの確保されるべき質については、先ほど申し上げたとおり目標を満たしており、民間事業者からの提案により質の向上についても貢献しているということで考えております。また、経費も削減されており、法令違反等の点もなく、今後も外部有識者である契約監視委員会のチェックを受けることが予定されております。

以上の点から、4ページの(6)今後の方針についてですけれども、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」による終了の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。ではお願いします。

○小松専門委員 アンケートを取られていて、数値自体は問題ないのですが、不満と答えられている方が若干いらっしゃるのですけれども、その不満の理由は何か聞いておられますか。

○大島本部長 はい。すごく自然豊かなところでございまして、虫が多いんです。夏場とか特に宿泊室とかに虫が入ってまいりますし、研修している部屋にも結構大型の虫が入ってきたりとか、そういうことがありまして、やはり女性の方とかもいらっしゃいます。そういうものがお嫌いな方はどうしてもちょっと不満が出てくると。それと湿度管理もちょっと難しく、夏場湿気が多い、梅雨場湿気が多いとかそういうこともございまして、若干そういうところで不満というアンケート回答が出ているところでございます。

○小松専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○古笛主査 お願いします。

○稲生副主査 今と同じようなことなんですけれども、ちなみにこれは建物は非常に古いんですよね。それでエアコン類は最近更新されたんですか。何でこんな質問をするかというと、まさにアンケート結果を見ておりまして、2番というのでしょうか、別紙のところ後ろから2枚目の紙ですか、だーっとデータがあって、要するに大体古い建物だと1割

ぐらいの人は暑いとか寒いとか、特に夏場になると結構不満の方が増えるんですけども、機構の場合ですと1%台ですよ。すごく上手に管理されているんだという結論だと思うんですけども。非常に御不満の方があまりいないのかなというのがあって、若干不思議な感じもしたんですけども。別につくばって涼しいところでもないですよ。

○大島本部長 気候的には結構涼しいといえば涼しいんです。暑くはなりますけれども、例えば宿泊室なんかですと意外と日陰になるといいますか、あまり日が差し込まないので、それほど高温にはならないというのはございます。エアコンも実は最近特に更新しているわけではございません。結構古いものにはなっておりますが、一応個別空調、個室で管理ができることになっておりますので、一応そこで調整はできると。

○稲生副主査 要は夏でも28度でなくて、いいことかどうかは別として若干強く……。

○大島本部長 大本から送っているんですが、若干の調整は部屋の中でそれぞれができることになっておりますので。

○稲生副主査 ありがとうございます。

○古笛主査 では、よろしいでしょうかね。

それでは以上とさせていただきますが、事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 ございません。

○古笛主査 では、快適な環境ということで、今後は機構のほうで質の確保及びコスト削減を図っていただくということで、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○大島本部長 ありがとうございます。

(教職員支援機構退室)

(工業所有権情報・研修館入室)

○古笛主査 では続きまして、独立行政法人工業所有権情報・研修館の知財総合支援窓口運營業務に係る入札結果等の報告について、地域支援部、高橋部長より説明していただきたいと思います。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○高橋部長 それでは、御紹介いただきました私、工業所有権情報・研修館の地域支援部長を4月から拝命させていただいています高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは端的に資料に沿って御説明させていただきます。まずはその前に、全国で実施

いたしました知財総合支援窓口運營業務の入札結果につきましては、おかげさまで民間競争入札の仕組みにのっとり47都道府県をさせていただき、総合評価落札方式により入札させていただいたのですけれども、今回22の都道府県で複数の事業者による応札がございました。そのうち15府県におきまして新規事業者が落札されたということでございました。この場を借りて報告させていただきます。

それでは、その中で今回対応いたしました茨城県の調達につきましては、資料3を基に御説明させていただきます。資料3を御覧ください。茨城県の調達も1者の応札があり、その業者に総合評価落札方式で調達が決まったのですけれども、その後、落札者の地位を辞退されたということでございます。ここに書かれているとおり、入札の公告を10月15日に行いまして、現契約者の一者応札となりまして、開札を今年2月7日に実施したところ、公益財団法人茨城県中小企業振興公社が落札いたしました。開札後、同日に茨城県から落札者となった公社を廃止する内容の発表がございまして、後日公社からも廃止により業務の実施が不可能となってしまいましたということで、落札者の地位を辞退する申出がございまして、弊館といたしましてもこれを受領することとなりました。

事態を受けまして、茨城県の業務実施について実施要項にのっとり検討したところ、再度公告を行うのが筋なのですけれども、応札期間や落札後の引継ぎ期間を考慮しますと、やはりこの事業は4月1日から欠落なく実施する必要がございまして。ユーザーに対するサービスを提供する関係上、4月1日から業務を実施しなければならないということで、入札ではちょっと間に合わない状況になり、困難な状況になったということです。本業務の中断・停止による茨城県内の企業へのサービス低下を避ける必要があるため、茨城県庁へ相談させていただきました。県庁の中小企業支援事業において、茨城県と連携・協力体制が整備されている水戸商工会議所がどうかという県庁からの御紹介を受けたところです。

その後、水戸商工会議所を訪問し、受託した場合の事業の実施体制や実現性等を調査させていただいたところ、現状の茨城県窓口と同じ建物内にあり、茨城県窓口との連携機関にもなっていて、本業務の内容も理解されていることから、公社が提案した業務内容の実施が可能であり、また、公社が落札した金額の範囲内で実施できることの確認が取れたため、水戸商工会議所と弊館の会計規程に基づく随意契約を行わせていただいたところでございます。

なお、次のページにあるのですが、本業務の履行期間は2年間契約ということにほかの事業者ではなっているのですけれども、随意契約ということもありまして今回は1年間と

させていただきました。随意契約後の残り1年間は取り急ぎ契約期間等の日程のみ実施要項を修正し、改めて民間競争入札、同じく総合評価落札方式で次年度は実施したいと考えておるところでございます。以上、御報告させていただきます。

○古笛主査 ありがとうございます。ただいま工業所有権情報・研修館より説明がありましたが、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

○小松専門委員 しょうがないですね。

○古笛主査 やむを得ないでしょうかね。よろしいでしょうかね。特段の御質問、御意見がないようでしたら、異存なしとさせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

(工業所有権情報・研修館退室)

— 了 —